



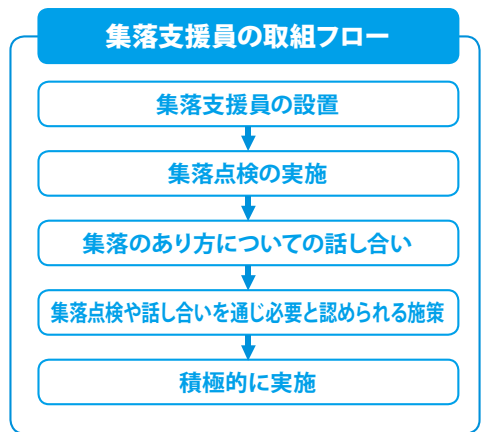
赤嶺 奈津江 議員

集落支援員制度で 町民視点の まちづくりを

答 制度の詳細を含め調査を行う

問 国から財源手当として支援員1人当たり350万円支給される。区長など他の業務と兼任でも1人当たり40万円の財源手当がある。自治会加入や地域貢献のきっかけにもなる。集落支援員を活用できないか。

副町長 集落支援員制度の活用は、制度の詳細を含め調査していく。



総務部長 本町はコンパクトな地域であり、コミュニケーションは取れていると感じている。制度の詳細等の情報収集に努めたい。

児童生徒の生活習慣病予防を

問 児童生徒の生活習慣病の状況を把握しているか。

民生部長 学校保健安全法の中では健康診断の検査項目に含まれず把握できない。生活習慣病予防に向け、状況把握は必要と考える。

問 町はこども医療費を拡充し、重病化を予防している。生活習慣病チェックは子ども達自身が見直す教育にもつながるのではないか。

民生部長 町では妊婦の時期から生活習慣病予防に取り組んでいる。健康教育の面でも検査が必要であるという認識はある。財源確保も含め検査

を実施する方向で検討している。

町職員の増員を検討しているか

問 役場正職員の採用に比べ、臨時・嘱託職員が増えているように感じる。現状はどうか。

副町長 正規の職員数に対する臨時・嘱託職員数の割合は、増加傾向である。

問 本町は年々人口が増加している。国・県からの事務や権限移譲などで業務量も増えている。今後の業務量を見込み、職員の増員を検討してはどうか。

副町長 国・県からの事務権限の移譲がある。町民の行政に対するニーズも多様化している。制度改正への対応、さらに、人口増加で事務量は確実に増加している。職員の増は、財政事情等を含め総合的に検討する時期にきている。